各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度主管部局長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に伴う 令和四年度第二次補正予算案(生活困窮者支援分)について

平素より、厚生労働行政の推進につき、格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

緊急小口資金等の特例貸付の償還が令和5年1月から開始されることを踏まえ、「緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について」(令和4年10月28日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給終了者等に対する重点的なフォローアップの実施について」(令和4年10月28日付け厚生労働省社会・援護局新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室長・地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡)において、自立相談支援機関におかれては、償還免除の承認を受けた方や償還が困難であるとの相談があった方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対し、都道府県社会福祉協議会と連携し、訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援をお願いしているところです。

また、同事務連絡において、先般、10 月 28 日に閣議決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に伴う補正予算の関連事業の中に、自立相談支援機関がアウトリーチ等を行うために必要な経費の支援を盛り込む旨をお伝えしていたところです。

今般、令和4年11月8日に、令和四年度第二次補正予算案が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症セーフィネット強化交付金(以下「セーフティネット強化交付金」という。)を計上し、生活困窮者自立支援の機能強化事業を盛り込んでおります。その中では、上記のアウトリーチ等の支援のほか、関係機関と連携した債務整理の支援、地域のNPO法人等への支援などのメニュー事業を実施する予定です。(別添参照)

令和四年度第二次補正予算案については、今後、今臨時国会で審議される見込みですが、下記のと おり現時点の事業内容をお示ししますので、上記の事務連絡でお願いしているアウトリーチ型による 相談支援等を行うための体制整備について積極的に御検討いただき、財政部署との連携等を含め、あ らかじめ実施に向けた準備をいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

各都道府県・市町村生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、管内の生活困窮者自立相談支援機関へ周知いただきますよう、よろしくお願いします。

記

令和四年度第二次補正予算案におけるセーフティネット強化交付金のうち、生活困窮者自立支援の機能強化事業の内容を以下のとおり検討しているところであり、当該補正予算案の成立後、速やかに 交付要綱等を発出することを申し添えます。

## (1)目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により生活に困窮される方々への対応、 緊急小口資金等の特例貸付の借受人や生活困窮者自立支援金の受給終了者等へのプッシュ型による フォローアップ支援等を強化するため、柔軟な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮 者自立支援制度の機能強化を図ることを目的とする。

## (2) 事業内容

## ア 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化

特例貸付の借受人や生活困窮者自立支援金の受給終了者等への生活再建に向けた支援を行うため、自立相談支援事業や家計改善支援事業等の相談支援員等とは別途、相談支援員等を加配するほか、訪問支援から関係機関への連絡調整や同行支援、定期的な見守り支援等までを行うアウトリーチ型の支援員を配置する等、個々の状況に応じたフォローアップ支援を行うための体制強化を図る。

なお、これらの支援員等については、自立相談支援機関のほか、自立相談支援機関と連携して 業務を行う場合には、市区町村社会福祉協議会等の自立相談支援機関以外への配置も可能である。

# イ 関係機関と連携した債務整理支援の強化

多重債務を抱えている者等について安定的な生活への再建を図るため、関係機関との連携や無料法律相談会の開催、弁護士等への委託による法律相談等の支援を行う。

ウ 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化

自立相談支援機関が、独自の支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等と連携するために必要な以下の経費を補助することにより、多様な支援ニーズに対応するための体制強化を図る。

- (ア) 自立相談支援機関が連携するNPO法人や社会福祉法人等の取組を広報するための経費
- (イ) フードバンク等から提供された食料等を保管するための経費
- (ウ) NPO法人や社会福祉法人等から提供された現物を相談者へ送付するための経費
- (エ) その他自立相談支援機関がNPO法人や社会福祉法人等と連携するために必要な経費(ただし、NPO法人や社会福祉法人等が独自に支援に取り組むための経費は除く。)
- エ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を 目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

住居確保給付金の申請処理をはじめとした事務を行うための職員の雇用など、事務処理体制を 強化することにより、相談支援員等の事務負担の軽減や支給事務の迅速化を図る。

- オ 多言語対応のための機器購入や、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施 外国籍の方への支援を強化するため、多言語音声翻訳機器の購入や通訳の配置、各種案内・資 料の外国語翻訳等を行う。
- カ 各種事業における関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等の ICT整備

I C T を活用した支援の実施等に必要な以下の経費を補助することにより、自立相談支援事業をはじめとした各種事業における事業間や関係機関との連携強化、オンライン相談の推進、アウトリーチ支援を行う際の支援記録の作成の負担軽減等を図る。

- (ア) I C T を活用した事業間や関係機関との連携、オンライン相談、支援記録の作成を行うために必要な経費(タブレット端末等の購入、アプリライセンス使用料、Wi-Fi環境整備等)
- (イ) 就労準備支援事業等(就労準備支援事業、被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援等事業をいう。)において、オンライン等で実施する支援メニューの開発支援や機器整備、 Eラーニング教材の作成や研修等を行うために必要な以下の経費
  - ・ オンライン等で実施する就労支援メニューの開発支援や貸出用タブレット・モバイル Wi-Fi等の通信機器の購入
  - ・ 職場や行政サービス等、日常生活におけるオンライン化が進む中、デジタル機器や ツールに不慣れな方が取り残されることがないよう、Eラーニング教材の作成や研修等 を通じた支援に要する経費

キ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、 インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等

子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、 事業実施者におけるインターネット回線の設置や通信機器の整備、Eラーニング教材の作成等に よる遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等を行う。

- ク 官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備 新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響によって生じる生活困窮者の増加に対応するため、以下(ア)に掲げるプラットフォームを設置し、(イ)に掲げる地域の生活困窮者支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等に対し活動経費を補助することにより、地域の実情に応じた官民連携によるセーフティネットを構築する。
  - (ア) 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置 それぞれの地域で、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により生活に困窮され る方々への対応や特例貸付の借受人等に対する生活再建に向けた支援のために、どのような 支援体制を構築する必要があるのかについて、行政や関係機関、社会福祉協議会、民生委員・ 児童委員、その他NPO等の民間団体と連携して生活困窮者支援の実情や課題の整理を行い、 その結果を踏まえ、地域の生活困窮者支援に関する連携体制や支援の方法、就労先の開拓な どを検討するためのプラットフォームを設置する。

#### (実施上の留意点)

- 本プラットフォームの設置主体は福祉事務所設置自治体を基本とするが、広域的に実施する観点から都道府県が設置することも差し支えない。
- 本プラットフォームは、当該地域における官民連携による困窮者支援の仕組みを検討する場を作ることを目的として、生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議や支援会議等の既存の会議体等により代替するほか、会議体の設置要綱等を要さない簡易な協議の場としても差し支えない。
- 本プラットフォームには、社会全体の関心・気運の情勢や地域住民の意識を高め、支援の取組そのものが広がりを持ったものとしていくために、行政機関だけでなく、地域の民間団体が参画することが望ましい。ただし、地域の実情によって民間団体の参画が難しい場合には、本プラットフォームにおいて、民間団体との連携による支援ネットワークづくりを検討するなど、民間団体も含めた連携支援の方策を検討すること。
- なお、本プラットフォームに関する会議体の設置に係る経費については、既存予算で 対応することとし、本事業の対象経費とはならないことに留意されたい。

# (イ) 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援

地域の生活困窮者支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等の民間団体について、新型 コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、支援ニーズの増大による事業量の増加が 認められる場合であって、以下の要件を満たすときは、1団体あたり50万円の範囲内で活動 経費を支援する。

#### (支援対象となる民間団体の要件)

- 地域の自立相談支援機関と連携が図られていること(今後連携する予定の場合を含む。)。
- 〇 (ア)のプラットフォームにおいて、地域の生活困窮者を支援する上で、当該民間団体による支援を行うことが必要と認められること。
- なお、「「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業の実施について」の一部改正について」(令和4年6月10日付け厚生労働省社会・援護局長通知社援発0610第4号)の別紙3(4)(iii)コ(イ)の事業によって、活動経費の支援を受けた民間団体については、以下のいずれかに該当すると認められる必要があること。
  - ・ 当該支援を受けた時点から支援ニーズの増加傾向が続いており、平年に比べて支援 ニーズが増大している。
  - 支援対象エリアを拡大しているなど、事業を拡大している。

#### (実施上の留意点)

- 支援対象となる民間団体は、食料や日常生活用品等の物資支援を行う団体だけでなく、 相談支援をはじめ、就労や住まい、居場所づくりなどの支援に独自に取り組む民間団体 も対象となること。
  - 例)就職活動を行う者への携帯電話の貸出し支援、Wi-Fi環境を整備した居場所づ くり等
- 自立相談支援事業の委託を受けている民間団体についても支援対象となるが、委託を 受けている事業に係る経費(相談員の加配など)は助成対象とならず、委託を受けてい る事業とは別に、民間団体独自の取組に係る経費が助成対象となることに留意されたい。
- 新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響によって生じる、地域の生活困窮者支援の課題への対応として、本プラットフォームにおいて新たな支援を行う必要があると認められる場合において、当該支援に係る活動を新たに行う民間団体も対象となること。

#### (対象経費)

○ 本プラットフォームにおいて必要と認められる支援を実施するために必要な経費(食料や日用生活用品等の物資支援に必要な物品購入費、相談者に物品を届ける送料・運搬

経費、居場所づくりに必要な借上料、Wi-Fi等の通信環境整備に係る経費、その他 人件費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、雑役務費等)

ケーその他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

ア〜クのほか、自立相談支援等の機能強化を目的とし、各自治体による、それぞれの課題を踏まえた創意工夫に基づく事業実施が可能である。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に資する経費について、当該事業の補助対象として差し支えない。

- (参考)「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定) (関係部分抜粋・一部加工)
- IV 防災・減災、国土強靭化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保
  - 1. ウィズコロナ下での感染症対策の強化
    - (1)保健医療体制の強化・重点化と雇用・暮らしを守る支援 雇用調整助成金の迅速な支給を継続するとともに、<u>生活困窮者の支援に万全を期す</u> (※)。
    - ※ 緊急小口資金等の特例貸付の償還が令和5年1月に開始することや生活困窮者自立 支援金の申請期限が本年12月末に到来することを見据え、自立支援金の受給者を含 む個々の借受人の状況に応じて、きめ細やかなフォローアップをプッシュ型で行うと ともに、償還免除や償還猶予の積極的活用など、柔軟な相談支援等を行うための体制 強化や、地域のNPO法人等に対する支援、住居確保給付金の特例の年度末までの延 長等を行う。
      - 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(厚生労働省)

以上